(4) Fulfillment Period : 26 March, 2021
(5) Fulfillment place : As in the tender documentation
(6) Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall :
(A) not come under Article 70 and 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting
(B) have Grade A, B or C on "Manufacturing of products (Electrical and telecommunications equipment)" or "Selling of products (Electrical and telecommunications equipment)" in :
① Kanto・Koshinetsu Area
② Tohoku or Kanto・Koshinetsu Area in terms of qualification for participating in tenders by Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism (Single qualification for every ministry and agency) in the fiscal year 2019／2020／2021
(C) not be under suspension of nomination by Director-General of Hokuriku Regional Development Bureau from Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for qualification to Bid Opening
(D) acquire the electric certificate in case of using the Electric Bidding system
https://www.geps.go.jp/
(E) obtained a bid manual from the person of ordering directly :
・Person who received tender explanation form from electronic procurement system
・Person who received from the order by CD-R or mail
(F) not be the business operators that a gangster influences management substantially or the person who has exclusion request from Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism is continuing state concerned
(G) have proven to have actually manufactured or delivered the products concerned
(H) other details, by the tender documentation
(7) Time-limit for submission to certification : 12 : 00　5 August, 2020
(8) Time-limit for tender : 17 : 00　31 August, 2020
(9) Contact point for the notice : MINATOYA Masayuki Purchase Section, Contact Division, General Affairs Department, Hokuriku Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, 1―1―1 Misaki-cho, Chuo-ku, Niigata-shi, Niigata-ken, 950―8801 Japan TEL 025―280―8880 ex. 2536

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
令和２年７月１日
支出負担行為担当官
九州地方整備局副局長　遠藤　仁彦
◎調達機関番号　020　◎所在地番号　40
○第12号
1　調達内容
(1) 品目分類番号　71、27
(2) 購入等件名及び数量　パーソナルコンピュータ１式賃貸借(3)
(3) 調達案件の仕様等　入札説明書による。
(4) 借入期間　令和３年１月１日から令和７年３月31日まで
(5) 借入場所　入札説明書による。
(6) 入札方法　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
原則として、当該入札の執行において入札執行回数は２回を限度とする。
(7) 電子調達システムの利用　本案件は、証明書等の提出、入札を電子調達システムで行う対象案件である。なお、電子調達システムによりがたい場合は、紙入札方式参加願を提出するものとする。
2　競争参加資格
(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
(2) 令和１・２・３年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のＡ等級に格付けされた九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であること。
(3) 上記２(2)の資格を有しない者で入札に参加しようとする者は、開札の時までに当該資格の決定を受け、かつ競争参加資格の確認を受けた場合は入札に参加することができる。
(4) 競争参加資格の申請の時期及び場所　競争参加者の資格に関する公示（令和２年３月31日付官報）に記載されている時期及び場所で申請を受け付ける。
(5) その他予決令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。（詳細は入札説明書による。）
(6) 電子調達システムによる場合は、電子認証（ＩＣカード）を取得していること。
なお、紙入札方式による場合は、紙入札方式参加願を提出すること。
(7) 一般競争入札申込書及び別紙（以下「申込書等」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、九州地方整備局から指名停止を受けていない者であること。
(8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。
ただし、手続開始決定後、競争参加資格に関する公示に定める手続を行った者を除く。
(9) 入札説明書の交付を３(3)より直接受けた者であること。
(10) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省が行う公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
(11) 本業務における情報保全に係る履行体制に関する資料「情報取扱者名簿及び情報管理体制図」を発注者に提出し、入札書の提出期限までにその同意を得ていること。
3　入札書の提出場所等
(1) 入札説明書の交付期間、入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先　令和２年７月１日から令和２年８月27日まで　〒812―0013 福岡市博多区博多駅東２―10―７　九州地方整備局総務部経理調達課契約企画係　吉田　央子　電話092―418―3345
(2) 電子調達システムのＵＲＬ及び問い合わせ先
電子調達システム
https://www.geps.go.jp/
問い合わせ先は３(1)に同じ。
(3) 入札説明書の交付方法　電子調達システムから直接入手すること。また、上記３(1)の場所において無償で直接交付する。なお、郵送・託送による交付も行うが、この場合の送料等については、別に必要とする。
(4) 電子調達システムによる申込書等データの提出期限及び紙入札方式による申込書等の提出期限　令和２年８月３日16時30分
(5) 電子調達システム、紙入札及び郵送等による入札書の提出期限　令和２年８月26日16時30分
(6) 開札の日時及び場所　令和２年８月27日15時30分　九州地方整備局総務部経理調達課入札室
4　その他
(1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
(2) 入札保証金及び契約保証金　免除
(3) 入札参加希望者に要求される事項　この一般競争に参加を希望する者は、本公告に示した業務を履行できることを証明するため、(a)及び(b)の「調書」を(c)により提出しなければならない。
(a) 賃貸借の実績調書
(b) 当該賃貸借物品の仕様調書